

地域防災計画

岐阜県地域防災計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法第40条に基づき、国の防災基本計画と連携しながら、本県の地域における防災に係る処理すべき事務又は業務について、岐阜県防災会議が定める計画で、市町村地域防災計画の指針となるもの。

見直しのポイント

- 1 国の防災基本計画(令和元年5月)の修正内容を反映
- 2 令和元年台風第15号及び第19号等の検証結果等を踏まえて策定した「第2期岐阜県強靱化計画」を反映
- 3 国の南海トラフ地震防災対策推進計画(令和元年5月)の修正を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を追加

主な修正項目

1 国の防災基本計画の修正内容を反映

- (1) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
 - ① 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
 - ② 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供
- (2) 平成30年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正
 - ① 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理
 - ② ため池の耐震化や統廃合の推進
- (3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正
 - ① 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

2 令和元年台風第15号及び第19号等の検証結果等を踏まえて策定した「第2期岐阜県強靱化計画」を反映

- ① 総合的な大規模停電対策の推進
- ② 自助・共助の底上げのための県民運動の推進
- ③ 災害初動対応力の強化
- ④ 想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップの策定支援
- ⑤ 避難所環境の整備促進

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を追加

- ① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の防災対応

4 その他(災害発生時の感染症対策の強化)

- ① 感染症に備えた避難所環境の整備促進

1 国の防災基本計画の修正内容を反映

(1) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

中央防災会議防災対策実行会議による「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」(平成30年12月)を受け、防災基本計画が修正されたことによる本計画への反映。

【課題】

- 市町村から避難情報が発表され、ハザードマップ等も提供されていたが、その重要性や意味が十分に理解されず、避難行動につながらず、避難行動を決断できない住民が存在し、高齢者を中心に人命被害が発生した。
- ダムや水門等の様々な施設において、その能力を超過した豪雨が発生した場合には、被害が発生することが住民に十分に理解されていない。
- 気象庁の発表情報の他にも防災情報が数多くあり、それぞれの関連が分かりにくい。
- 特別警報の情報の意味が住民等に十分に理解されていない。

(平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告))

① 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

【修正内容】

- 県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図ることを追記。 一般:P8
- 県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ることを追記。 一般:P8

② 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

【修正内容】

- 県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すことを追記。 一般:P20
- 県及び市町村は、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めることを追記。 一般:P28

【避難のタイミングを明確化】

| 警戒レベル (洪水、土砂災害) | 住民がとるべき 行動 | 行動を促す 情報 | 防災気象 情報 |
|--------------------|---------------------------|-----------------------|--------------------|
| 警戒 レベル5 | 命を守る 最善の行動 | 災害の発生情報 (出来る範囲で発表) | 指定河川 洪水予報 |
| 警戒 レベル4 | 避難 | ・避難勧告 ・避難指示(緊急) | 土砂災害 警戒情報 警報 |
| 警戒 レベル3 | 高齢者等は避難 他の住民は準備 | 避難準備・高齢者等 避難開始 | 危険度分布 等 |

(2) 平成30年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

平成30年7月豪雨(7月)、大阪府北部を震源とする地震(6月)や北海道胆振東部地震(9月)などの災害への対応を踏まえ、防災基本計画が修正されたことによる本計画への反映。

【課題】

- 大量の災害廃棄物の路上堆積、集積場の閉塞などにより円滑な処理ができなかった。
- 処理期間の短縮や最終処分量の削減等につなげるため、住民やボランティアに対し、災害廃棄物の分別の徹底が必要であった。
- 決壊等したため池は、防災重点ため池に選定されておらず、ハザードマップ作成等の対策が行われていなかった。

① 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

【修正内容】

- 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築すること。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知することにより、円滑な災害廃棄物処理に努めることを追記。 一般:P5 地震:P5

② ため池の耐震化や統廃合の推進

【修正内容】

- 県及び市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進することを追記。 一般:P13 地震:P11

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

① 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

- 中小企業等の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、令和元年5月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」が成立したことによる本計画への反映。

【修正内容】

- 市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることを追記。

一般:P15 地震:P12

2 令和元年台風第15号及び第19号等の検証結果等を踏まえて策定した「第2期岐阜県強靱化計画」を反映

令和元年台風第15号及び第19号等近年の災害から得られた教訓を踏まえ策定した「県強靱化計画」に位置付けられた大規模停電対策や防災教育の推進等についての本計画への反映。

① 総合的な大規模停電対策の推進 新規

1) 事前防止対策

【課題】

○ 倒木による電線の断線やその影響による道路啓開の遅れが生じたことから、長期の停電となった。

- 県、市町村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採や無電柱化等の対策を実施する。 一般:P15 地震:P13

2) 早期復旧対策

【課題】

- 台風第15号では、システムに依存した情報収集体制であったため、被害状況の把握等初動対応の遅れが指摘された。
- 電気事業者と自治体間の連携が不十分で、早期復旧のために必要な情報の共有ができていなかった。
- 停電の予防保全や復旧作業等長期停電に対応できる総合的な対策が未整備だった。
- 充電器がなく、携帯電話による安否確認や情報の入手が困難となった。

- 県、市町村及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練を実施する。

一般:P3 地震:P4

- 県は、災害マネジメント支援職員を養成するとともに、国研修への参加や被災県への応援などを通じたスキルアップを図る。

一般:P5 地震:P5

- 県及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し情報共有を行うなど、停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。 一般:P15 地震:P13

- 県、市町村及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。 一般:P34 地震:P25

3)代替電源対策

【課題】

- 病院や避難所など継続的な電力供給が必要な重要施設における非常用電源の確保が不十分だった。
- 電源車を配備すべき施設の全体像を把握しておらず場当たりの対応となった。
- 停電の長期化に伴い、非常用発電機の連続運転に伴う故障や燃料切れで使用できなかった。

- 県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料の供給体制を構築する。

一般:P16 地震:P13

- 県及び市町村は、電力事業者が保有する電源車等を優先的に重要施設等に配備できるよう確保体制を構築するとともに、防災関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

一般:P16 地震:P13

4)情報発信対策

【課題】

- 電気事業者において、人員不足などの理由により、住民等へリアルタイムな情報発信ができなかった。

- 県、市町村及び電気事業者は、住民等に役立つ情報について、ホームページやツイッター、フェイスブックなどのSNSを活用し、迅速な情報発信を行う。

一般:P34 地震:P24

② 自助・共助の底上げのための県民運動の推進

【修正内容】

- 県及び市町村は、「想定外の常態化」ともいべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していくことを追記。

一般:P2 地震:P2

③ 災害初動対応力の強化

【課題等】

- 台風第15号では、システムに依存した情報収集体制であったため、被害状況の把握等初動対応の遅れが指摘された。
- 台風第15号では、県職員による市町村への応援が発災後4日目となり、迅速な応援体制の整備が必要とされた。
- 台風第19号では、長野県災害対策本部支援、長野県佐久穂町への災害マネジメント総括支援員等の派遣及び対口支援、長野市への保健師による避難所の保健活動支援として延べ計242名の職員を派遣し、応援・受援体制の整備やスキルアップの必要性について教訓を得た。

【修正内容】

- [再] 県、市町村及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練を実施することを追記。

一般:P3 地震:P4

- [再] 県は、災害マネジメント支援職員を養成するとともに、国研修への参加や被災県への応援などを通じたスキルアップを図ることを追記。

一般:P5 地震:P5

- 県は、市町村へ迅速に支援が行えるよう災害マネジメント支援職員を派遣する体制の確保に努めることを追記。

一般:P5 地震:P5

- 県は、要請等にあたって、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めることを追記。

一般:P17 地震:P14

④ 想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップの策定支援

【課題】

- 台風第19号において栃木県の自治体では、50年に1度の規模の降雨量を対象とした洪水浸水想定区域を反映したハザードマップは公表していたが、想定される最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域を反映されたハザードマップは公表されておらず、想定区域以外の地域で被害が発生した。

【修正内容】

- 市町村は、県が作成した浸水想定区域図及び水害危険情報図を基に想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定すること、また、策定にあたっては県が支援を行うことを追記。 一般:P7

⑤ 避難所環境の整備促進

【課題等】

- 台風第15号において千葉県自治体では、停電等により指定避難所が使用できず、指定避難所以外の施設を避難所として開設した。
- 停電及び断水が続く中、災害用に備蓄していた液体ミルクが子育て中の母親に配布し、活用され効果があった。

【修正内容】

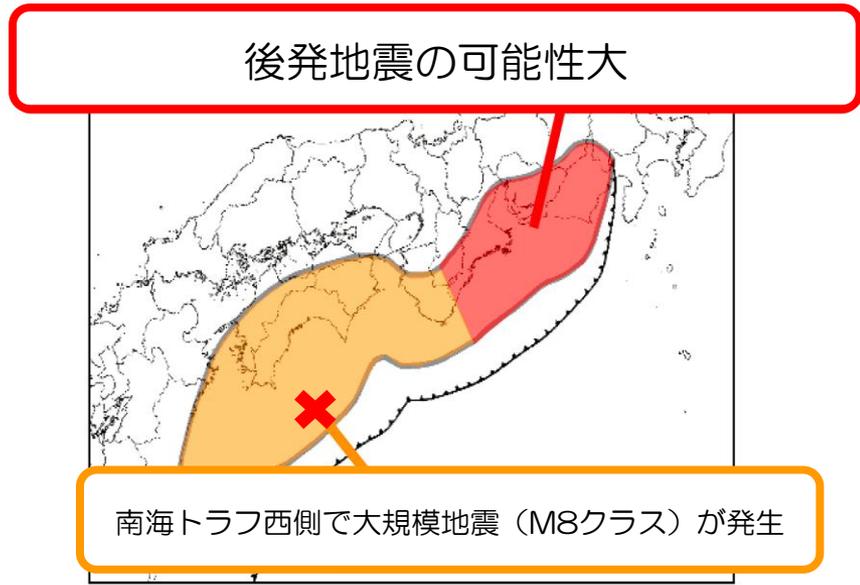
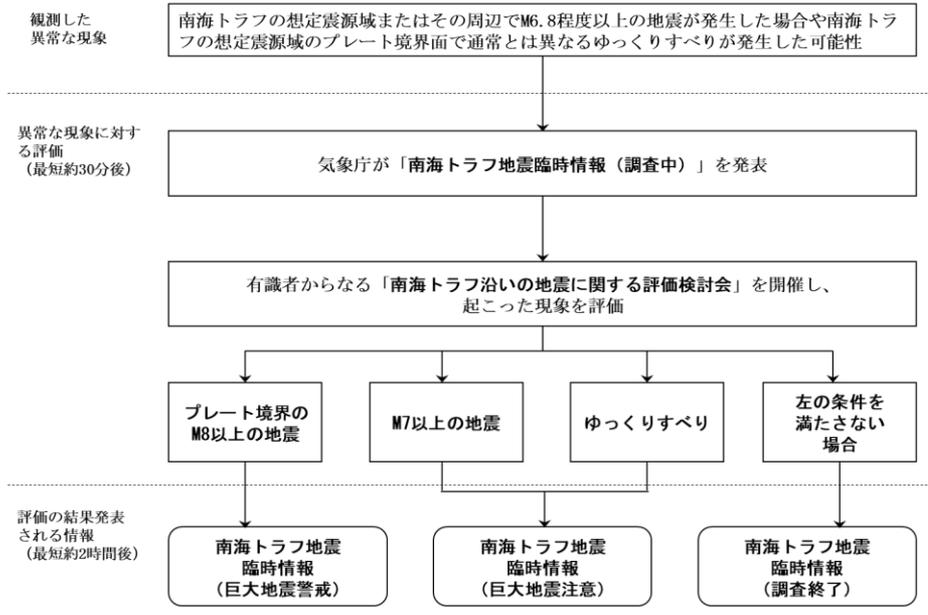
- 市町村は、指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討することを追記。 一般:P10 地震:P8
- 市町村は、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていくことを追記。 一般:P11 地震:P9

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を追加

① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の防災対応

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応についての本計画への反映。

[南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ]



【追加内容】

[県・市町村の初動対応]

➤ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、災害対策本部の設置など防災体制をとる。

地震:P28

➤ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)(以下、「巨大地震警戒」という。)が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

地震:P28

[住民避難等のあり方]

- 市町村は、巨大地震警戒が発表された場合の事前の避難対策として、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」に居住する住民に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。 地震:P31
- 市町村は、後発地震発生後、堤防沈下による河川水の越流により短時間で浸水の発生が想定される地域(30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域)の避難行動要支援者に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。 地震:P32
- 市町村は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。 地震:P32
- 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。 地震:P36

[避難所の確保・運営]

- 住民の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所を確保する。 地震:P32

[住民等への情報伝達]

- 南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。 地震:P30
- 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する。 地震:P30
- 外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用する。 地震:P30

[防災教育]

- 県は、市町村等と協力して、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合のとるべき行動など住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。 地震:P37
- 外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行う。 地震:P37

[防災訓練]

- 県、市町村及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等を少なくとも年1回以上実施するよう努める。 地震:P36

4 その他(避難所における感染症対策)

① 感染症を想定した避難所環境の整備促進

避難所においては、集団生活や長期化による生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生と蔓延のリスクが増大することから、あらかじめ感染症の発生を想定した避難所運営について、市町村における対策の検討を促進するよう本計画への反映

【修正内容】

【災害予防】

- 市町村は、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、感染症が発生することも想定した対策を検討することを追記。

一般:P10 地震:P8

【災害応急対策】

- 市町村は、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めることを追記。

一般:P27 地震:P19